

「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実にに関する要請」 等について

今般、令和元・2年度における各職域別の部会委員会及び特別委員会の検討の結果として取りまとめられた報告書等を踏まえ、①令和3年12月付け、「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実にに関する要請」をもって自由民主党獣医師問題議員連盟 麻生会長あて（別記1）、②同月付け「新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する『ワンヘルス』の実践に関する要請」をもって山際経済再生担当・新型コロナウイルス対策担当大臣あて（別記2）、③令和3年12月22日付け3日獣発第262号「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実にに関する要請」をもって鈴木財務大臣あて（別記3）、④同日付け3日獣発第263号「獣医学教育の改善（整備・充実に）について（要請）」をもって末松文部科学大臣あて（別記4）、⑤同日付け3日獣発第259号「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実にに関する要請」をもって農林水産省消費・安全局長あて（別記5）、⑥同日付け3日獣発第261号「動物愛護・管理施策等の整備・充実にに関する要請」をもって環境省自然環境局長あて（別記6）、⑦同日付け3日獣発260号「人と動物の共通感染症対策の整備・充実にに関する要請」をもって厚生労働省健康局長及び生活衛生・食品安全審議官あて（別記7）に、それぞれ藏内会長から要請されたのでここに紹介する。

【別記1】

自由民主党獣医師問題議員連盟
会長 麻生太郎 様

獣医師及び獣医療に関する施策の 整備・充実にに関する要請

令和3年12月
公益社団法人 日本獣医師会
日本獣医師連盟

獣医師及び獣医療に関する施策の 整備・充実にについて（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。特に、令和元年6月には、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）の改正による販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化及び愛玩動物看護師法の新規制定に当たっては多大なるご尽力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、我が国の国民生活や経済活動に多大なる影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症は、動物由来の人獣共通感染症と言われていました。

近年、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）、MERS（中東呼吸器症候群）、SARS（重症急性呼吸器症候群）、新型インフルエンザ、狂犬病、エボラ出血熱等の新興・再興感染症の流行等により、人獣

共通感染症に対する国民の関心が高まる中で、これらの感染症のわが国への侵入・まん延等のリスクに的確に対処する上で、獣医師及び獣医療の果たすべき役割は一層増大しています。

このような人獣共通感染症対応や、世界的な問題となっている薬剤耐性（AMR）対策等においては、人と動物の健康、環境の保全を一体として捉え、関係者が連携するワンヘルスの実践体制の構築が不可欠となっています。獣医師は医師や環境問題の研究者等と共にワンヘルス推進における当事者であり、新型コロナウイルス感染症等の動物由来の新興・再興感染症による甚大な被害を防止するための課題解決に大きな責任を負っています。

このような緊急かつ広範な課題の解決や、新たな法制度の適正な運用に向けて、その中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて大きなものとなっています。しかしながら、獣医師の処遇及び国民の期待に答え得る獣医療提供のための環境整備は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実にへの支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

記

1 公務員獣医師及び産業動物診療獣医師の確保と処遇改善

地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、公務員獣医師等について、医師等に準じた獣医

師独自の給料表の創設，期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置（本俸の一律月額5万円以上の増額）等の施策を講じられたい。〔総務省，農林水産省，厚生労働省〕

2 動物愛護管理法に基づくマイクロチップの装着・登録事業の適正な運用

次期の動物愛護管理法の改正においては，次の施策を実現されたい。

- (1) 販売用の犬・猫以外の全ての犬・猫等について，マイクロチップの装着・登録の義務化（環境省）
- (2) マイクロチップを鑑札と同様に注射済票の代替とみなすとともに，マイクロチップ登録情報を犬の登録原簿の代替としても活用できることとし，犬の飼育者の利便性の向上と市町村等の事務負担の軽減に繋がるワンストップサービスの実現〔厚生労働省，環境省〕
- (3) 全国の市町村等から地方獣医師会への狂犬病予防事業の一括受託及び犬の登録情報の本会による一元管理の実現に向けた都道府県，市町村等に対する指導及び支援〔厚生労働省，環境省〕

3 高度かつ専門的な獣医療の提供体制の整備

愛玩動物看護師法の運用に当たっては，獣医療現場の実態を踏まえ，愛玩動物看護師の確保のための認定動物看護師等に対する国家資格取得の促進，獣医師と愛玩動物看護師の適正な役割分担及び連携による国民の要請に応え得る高度なチーム獣医療の提供体制の構築に支援されたい。〔農林水産省，環境省〕

4 感染症に対する危機管理施策の整備・充実及びワンヘルスの実践体制の構築

動物由来の人獣共通感染症等に適切に対処し，安全・安心な人と動物の共生社会を構築するため，次のような危機管理及びワンヘルスに関する施策を講じられたい。

- (1) 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の「感染症対策を一元的に担う危機管理組織の在り方（日本版 CDC 等の設置）を検討する」に当たって，人の感染症研究を担う国立感染症研究所と動物の感染症を担う国の機関が連携・協力し，人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等のワンヘ

ルスを実践するための体制の構築〔厚生労働省，農林水産省，環境省〕

- (2) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して動物の感染症を担う国の機関として位置付け，現行の家畜・家禽にとどまらず，愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究，医薬品開発，水際防疫等を実施する体制の確立〔農林水産省〕
- (3) 緊急事態における地方での人と動物の医療機関，大学の医学部と獣医学部等関係機関の感染症防疫に係る連携・協力による情報共有，早期診断，医療資材の提供等の緊急事態措置の実施体制の強化を図るため，アジア感染症防疫センター（仮称）の国の機関としての設置〔厚生労働省，農林水産省，文部科学省，環境省〕
- (4) 日本のみならず，特にアジアを中心とした海外の公衆衛生や福祉の推進に寄与するため，感染症の予防やまん延防止に加え，薬剤耐性菌対策や人と動物の健康，環境保全などを含めたワンヘルスの推進〔厚生労働省，農林水産省，環境省〕
- (5) 令和4年11月に福岡市において開催される第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会が，新型コロナウイルス感染症禍にあっても安全かつ安心して開催されるよう，的確な指導及び支援〔内閣官房，内閣府，厚生労働省，福岡県〕



図1 麻生自由民主党獣医師問題議員連盟会長に要請書を手渡す藏内会長

【別記 2】

経済再生担当・新型コロナ対策担当大臣
山際大志郎 様

新型コロナウイルス感染症等動物由来の 人と動物の共通感染症に対する 「ワンヘルス」の実践に関する要請

令和3年12月
公益社団法人 日本獣医師会
日本獣医師連盟

新型コロナウイルス感染症等動物由来の 人と動物の共通感染症に対する 「ワンヘルス」の実践に関する要請

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延し、パンデミックとして人類を恐怖に陥れており、我が国の国民生活や経済活動にも多大なる影響を及ぼしています。本感染症は、人から人への感染ばかりでなく、人から猫などの愛玩動物にも感染が見られる動物由来の人と動物の共通感染症（以下「人獣共通感染症」という。）とされています。同様に、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）、MERS（中東呼吸器症候群）、SARS（重症急性呼吸器症候群）、新型インフルエンザ、狂犬病、牛海綿状脳症（BSE）、エボラ出血熱等の新興・再興感染症はいずれも動物由来の人獣共通感染症であり、その予防やまん延防止のためには人の医療と動物の医療の両側からのアプローチが必要とされています。

日本医師会と日本獣医師会は、人の健康、動物の健康、野生動物を含む環境の保全の三つの分野の関係者が一体となり連携して対応する「ワンヘルス」の概念が世界的に普及していることを踏まえ、平成25年11月に「ワンヘルスに基づく学術協力の推進に関する協定」を締結しました。更にこれを契機に、全国の医師会と獣医師会も同様の協定を締結し、全国的な「ワンヘルス」の実践体制が構築されました。このような「ワンヘルス」の実践体制を基盤として、平成28年11月には「第2回世界獣医師会－世界医師会ワンヘルスに関する国際会議」を開催し、世界における「ワンヘルス」の実践の礎となる「福岡宣言」を採択しました。

一方、近年の新興・再興感染症の多くは動物由来の人獣共通感染症であるにもかかわらず、国及び地

方自治体における「ワンヘルス」の実践体制は不十分と言わざるを得ません。即ち、動物から人への感染症は厚生労働省の所管、動物から家畜・家禽への感染症は農林水産省の所管という縦割りとなっています。しかも、犬や猫などの愛玩動物及び野生動物の感染症についての研究やサーベイランスについては、両省の所管事項に関係しない限り、担当する国の機関は存在しない空白領域となっています。このような国の危機管理体制が不備な状況の下では、動物由来の新興・再興感染症の発生を事前に察知することは困難であり、必要な感染症対策が後手に回り、再び今回の新型コロナウイルス感染症のような甚大な被害を招くことが強く懸念されます。

つきましては、動物由来の人獣共通感染症等に適切に対処し、安全・安心な人と動物の共生社会を構築するため、感染症に対する危機管理施策の整備・充実及び「ワンヘルス」の実践体制の構築について下記のとおり要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の「感染症対策を一元的に担う危機管理組織の在り方（日本版CDC等の設置）を検討する」に当たって、人の感染症研究を担う国立感染症研究所と動物の感染症を担う国の機関が連携・協力し、人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等のワンヘルスを実践するための体制の構築
- 2 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して動物の感染症を担う国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等を実施する体制の確立
- 3 緊急事態における地方での人と動物の医療機関、大学の医学部と獣医学部等関係機関の感染症防疫に係る連携・協力による情報共有、早期診断、医療資材の提供等の緊急事態措置の実施体制の強化を図るため、アジア感染症防疫センター（仮称）の国の機関としての設置
- 4 日本のみならず、特にアジアを中心とした海外の公衆衛生や福祉の推進に寄与するため、感染症の予防やまん延防止に加え、薬剤耐性菌対策や人と動物の健康、環境保全などを含めた「ワンヘルス」の推進

以上



図2 山際経済再生担当・新型コロナ対策担当大臣に要請書を手渡す
藏内会長
左から境副会長兼専務理事、
村中副会長、山際大臣、藏内会長、
砂原副会長、下平事務局次長

【別記3】

3日獣発第262号
令和3年12月22日

財務大臣

鈴木俊一様

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫

**獣医師及び獣医療に関する施策の
整備・充実について（要請）**

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。特に、令和元年6月には、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）の改正による販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化及び愛玩動物看護師法の新規制定に当たっては多大なるご尽力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、我が国の国民生活や経済活動に多大なる影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症は、動物由来の人獣共通感染症と言われています。

近年、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）、MERS（中東呼吸器症候群）、SARS（重症急性呼吸器症候群）、新型インフルエンザ、狂犬病、エボラ出血熱等の新興・再興感染症の流行等により、人獣共通感染症に対する国民の関心が高まる中で、これらの感染症のわが国への侵入・まん延等のリスクに的確に対処する上で、獣医師及び獣医療の果たすべき役割は一層増大しています。

このような人獣共通感染症対応や、世界的な問題となっている薬剤耐性（AMR）対策等においては、人と動物の健康、環境の保全を一体として捉え、関係者が連携するワンヘルスの実践体制の構築が不可欠となっています。獣医師は医師や環境問題の研究

者等と共にワンヘルス推進における当事者であり、新型コロナウイルス感染症等の動物由来の新興・再興感染症による甚大な被害を防止するための課題解決に大きな責任を負っています。

このような緊急かつ広範な課題の解決や、新たな法制度の適正な運用に向けて、その中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて大きなものとなっています。しかしながら、獣医師の処遇及び国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

記

1 公務員獣医師及び産業動物診療獣医師の確保と処遇改善

地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、公務員獣医師等について、医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置（本俸の一律月額5万円以上の増額）等の施策を講じられたい。〔総務省、農林水産省、厚生労働省〕

2 動物愛護管理法に基づくマイクロチップの装着・登録事業の適正な運用

次期の動物愛護管理法の改正においては、次の施策を実現されたい。

- (1) 販売用の犬・猫以外の全ての犬・猫等について、マイクロチップの装着・登録の義務化〔環境省〕
- (2) マイクロチップを鑑札と同様に注射済票の代替とみなすとともに、マイクロチップ登録情報を犬の登録原簿の代替としても活用できることとし、犬の飼育者の利便性の向上と市町村等の事務負担

の軽減に繋がるワンストップサービスの実現〔厚生労働省，環境省〕

- (3) 全国の市町村等から地方獣医師会への狂犬病予防事業の一括受託及び犬の登録情報の本会による一元管理の実現に向けた都道府県，市町村等に対する指導及び支援〔厚生労働省，環境省〕

3 高度かつ専門的な獣医療の提供体制の整備

愛玩動物看護師法の運用に当たっては，獣医療現場の実態を踏まえ，愛玩動物看護師の確保のための認定動物看護師等に対する国家資格取得の促進，獣医師と愛玩動物看護師の適正な役割分担及び連携による国民の要請に応え得る高度なチーム獣医療の提供体制の構築に支援されたい。〔農林水産省，環境省〕

4 感染症に対する危機管理施策の整備・充実及びワンヘルスの実践体制の構築

動物由来の人獣共通感染症等に適切に対処し，安全・安心な人と動物の共生社会を構築するため，次のような危機管理及びワンヘルスに関する施策を講じられたい。

- (1) 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の「感染症対策を一元的に担う危機管理組織の在り方（日本版 CDC 等の設置）を検討する」に当たって，人の感染症研究を担う国立感染症研究所と動物の感染症を担う国の機関が連携・協力し，人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等のワンヘ

ルスを実践するための体制の構築〔厚生労働省，農林水産省，環境省〕

- (2) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して動物の感染症を担う国の機関として位置付け，現行の家畜・家禽にとどまらず，愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究，医薬品開発，水際防疫等を実施する体制の確立〔農林水産省〕
- (3) 緊急事態における地方での人と動物の医療機関，大学の医学部と獣医学部等関係機関の感染症防疫に係る連携・協力による情報共有，早期診断，医療資材の提供等の緊急事態措置の実施体制の強化を図るため，アジア感染症防疫センター（仮称）の国の機関としての設置〔厚生労働省，農林水産省，文部科学省，環境省〕
- (4) 日本のみならず，特にアジアを中心とした海外の公衆衛生や福祉の推進に寄与するため，感染症の予防やまん延防止に加え，薬剤耐性菌対策や人と動物の健康，環境保全などを含めたワンヘルスの推進〔厚生労働省，農林水産省，環境省〕
- (5) 令和4年11月に福岡市において開催される第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会が，新型コロナウイルス感染症禍にあっても安全かつ安心して開催されるよう，的確な指導及び支援〔内閣官房，内閣府，厚生労働省，福岡県〕



図3 鈴木財務大臣に要請書を手渡す藏内会長

左から境副会長兼専務理事，村中副会長，藏内会長，大家財務副大臣，鈴木財務大臣，砂原副会長，小松日本獣医師連盟副委員長，井上日本獣医師連盟幹事長，篠原日本獣医師連盟副委員長

【別記4】

3日獣発第263号
令和3年12月22日

文部科学大臣

末松信介様

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫

獣医学教育の改善（整備・充実）について（要請）

日頃より、獣医学教育の整備・充実に係る施策の推進につきご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、獣医師は、家庭動物や家畜の診療をはじめ、食品の安全性の確保、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の家畜伝染病や狂犬病、SFTSなどの人と動物の共通感染症（以下「人獣共通感染症」という。）の防疫、畜産の振興、動物の福祉・愛護、野生動物に係る自然環境保全など、広範な分野において重要な役割を担っており、産業の発展及び国民生活の向上に貢献しています。

また、我が国の国民生活と経済活動に多大なる影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症はコウモリを起源とする人獣共通感染症とされています。近年、このような人獣共通感染症対応、薬剤耐性（AMR）対策等において、人と動物の健康、環境の保全を一体として捉え、関係者が連携するワンヘルスの実践体制の構築が不可欠となっています。獣医師は医師や環境問題の研究者等と共にワンヘルス推進における当事者であり、新型コロナウイルス感染症等の動物由来の新興・再興感染症による甚大な被害を防止するための課題解決に大きな責任を負っています。

獣医師がこのような社会的要請に的確に応えていくためには、獣医師自らが知識及び技術の研鑽に努めるとともに、大学教育において高い能力を持った新規獣医師を養成すること等により、質の高い獣医療の提供体制を確立する必要があります。

一方、獣医師の需給に関しては、全国的な獣医師総数は不足していないものの、地域及び職域の偏在がみられる状況となっています。このため、全国の獣医学系大学には、獣医師が不足している産業動物臨床、公務員等の職域に新規参入を希望する若手獣医師を輩出していただく必要があります。

つきましては、獣医学教育の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

記

1 「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」報告の総合的なフォローアップ

我が国の獣医学教育は6年制への教育年限の延長後40年が経過したが、未だ教育環境の整備・充実は十分とは言えない状況にある。

このような状況の中で、貴省に設置された「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という。）からは、①教育研究体制の充実、②モデル・コア・カリキュラムの策定・実施、③分野別第三者評価の導入・実施、④共用試験の導入・実施、⑤付属家畜病院・実習環境の改善の導入を柱とする報告が提出された。

これを受けて、全国の獣医学系大学は、平成23年に獣医学教育改善の目標として「国際水準化」を掲げ、協力者会議の提言の実現に努めてきた。しかし、一部の先進的な大学を除く多くの獣医学系大学において有効な改善が図られず、このままでは貴省や獣医学系大学が目標とする「国際水準化」は達成し得ないと危惧される。このため、貴省におかれては、協力者会議からの報告の内容が実現されるよう、今後も総合的なフォローアップに努められたい。

2 参加型実習の実施における外部機関と獣医学系大学の連携推進

協力者会議の報告に基づき、各大学で実施されている診療参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習については、本年2月に発出された貴省高等教育局長通知により農業共済組合・連合会等の家畜診療施設、都道府県等の家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、保健所、動物愛護センター等の行政関係機関等に対する学生受入れの支援が依頼されたところである。さらにこれら外部実習受入機関と獣医学系大学との連携体制の構築を図り、本実習を実効性あるものにするため、指導獣医師の地位の明確化、必要な人件費・資材費、施設整備費の補助等の支援を図られたい。

3 獣医師養成確保就学資金貸与事業（地域枠）と連携する産業動物特別選抜入試の拡充

農林水産省では、現在、獣医療提供体制整備推進総合対策事業の中で、産業動物獣医師を志望する高校生を対象に、獣医師養成確保修学資金貸与事業（地域枠）を実施し、私立獣医学系5大学の入学試験では、この事業の申込者を対象に特別選抜枠を設置している。獣医師の職域偏在及び地域偏在を出来るだけ解消するため、国公立獣医学系11大学にお

いても、当該事業の申込者を対象とした特別選抜入試の導入が可能となるよう支援を図られたい。

4 学校動物飼育の支援

動物愛護管理法においては、国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない旨規定されている。動物を介した情操教育の必要性は様々な場面で取り上げられているが、学校において動物が子

供たちに好影響を及ぼすためには、獣医師の指導の下で動物が衛生的かつ適正に飼育される必要がある。

一方、学校保健安全法には、学校医師、学校歯科医師及び学校薬剤師の配置については規定があるが、学校獣医師については規定されていない。学校動物飼育の適正化に向けて、獣医師が学校動物飼育に対する指導及び支援ができるよう、学校保健安全法に学校獣医師の配置について明記されたい。

【別記5】

3日獣発第259号
令和3年12月22日

農林水産省 消費・安全局長

小川良介様

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫

獣医師及び獣医療に関する施策の 整備・充実について（要請）

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、我が国や周辺諸国では高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫をはじめとする越境性の悪性家畜伝染病が発生し、また、最近では中国等で感染が拡大していたアフリカ豚熱が隣国の韓国に侵入して我が国への侵入の危険性が非常に高まっています。

また、平成30年に岐阜県で発生以降、各地に感染が拡大している豚熱の防疫対策において、民間の知事認定獣医師による予防的ワクチン接種が可能とされる等、獣医師の役割は一層重要なものとなっています。

さらに、エボラ出血熱、SFTS、SARS等の人への感染が国民の関心を集める中、半世紀以上も清浄国であった台湾で野生動物を中心に狂犬病が発生するなど、人と動物の共通感染症（以下「人獣共通感染症」という。）は我が国にとって大きな脅威となっています。

このような状況の中で、国民の食生活に直結した安全な畜産物の安定供給への貢献が求められている産業動物診療分野、「家族の一員・生活の伴侶」として定着してきた犬、猫等に対する高度な獣医療の提供が求められている小動物診療分野、家畜伝染病・人獣共通感染症の防疫及び食品の安全性の確保

等に従事する家畜衛生・公衆衛生等の公務員分野のほか、動物愛護・福祉、野生動物対策等、獣医師は幅広い職域において国民生活を支えています。

また、我が国の国民生活や経済活動に多大なる影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症はコウモリを起源とする人獣共通感染症といわれています。このような人獣共通感染症、薬剤耐性（AMR）対策等に適切に対処するためには、人と動物の健康、環境の保全を一体として捉え、関係者が連携するワンヘルスの実践体制の構築が不可欠となっています。獣医師は医師や環境問題の研究者等と共にワンヘルス推進における当事者であり、新型コロナウイルス感染症等の動物由来の新興・再興感染症による甚大な被害を防止するための課題解決に大きな責任を負っています。

このような緊急かつ広範な課題の解決に向けて、その中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて高いものとなっているにもかかわらず、獣医師の処遇及び国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

記

1 産業動物診療獣医師等の確保と処遇改善

(1) 地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、次の施策を講じられたい。

- ① 獣医学生への就業誘導対策として、産業動物診療獣医師修学資金制度の継続、獣医学生に対する臨床実習等を行う農業共済団体等家畜診療所（以下「家畜診療所」という。）、都道府県家畜保健衛生所（以下「家畜保健衛生所」という。）等の実習受入れ体制の整備への支援
- ② 医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、

期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置等による公務員獣医師及び産業動物獣医師の処遇改善

- (2) 獣医師の半数を占める女性獣医師の結婚・出産・子育てによる離職後の復職に対する支援を行うとともに、女性獣医師が継続して就業できる職場環境の整備を図られたい。

2 高度かつ専門的な獣医療の提供体制の整備

- (1) 愛玩動物看護師法の適正な運用により、次の施策の実現に支援されたい。

- ① 獣医療現場の実態を踏まえ、愛玩動物看護師の確保のための認定動物看護師等に対する国家資格取得の促進等により、国民の要請に応え得る高度なチーム獣医療の提供体制の構築
- ② 獣医師と愛玩動物看護師の適正な役割分担及び連携の下に、高齢者等が飼育する動物に対する獣医療提供が可能となるよう、いわゆる「かかりつけ動物病院」による地域における人と動物との共生社会の発展を目指す地域包括ケアシステムの構築

- (2) 「認定・専門獣医師制度」をはじめ、次の高度獣医療提供体制の構築等に支援されたい。

- ① 獣医師法第16条の2の規定に基づき、診療を業務とする獣医師に対する卒後臨床教育の実施体制を強化するための拠点となる家畜診療所等の教育機能の強化
- ② 飼養衛生管理基準に基づき全ての農場ごとに定められる担当の獣医師等（以下「農場管理獣医師」という。）をはじめ、高度な専門的知識及び技術を備えた獣医師を育成する「認定・専門獣医師制度」の構築
- ③ 「認定・専門獣医師制度」において認定された研修等を受講し付与された専門獣医師の名称等の広告が可能となるよう獣医師法第17条における獣医療広告制限の緩和

- (3) 畜産経営の大型化と立地の過疎化に伴う家畜診療所等の統合・広域化の進展等を踏まえ、次の施策を講じられたい。

- ① 都道府県・広域地区単位での家畜診療所、開業獣医師、家畜保健衛生所等の効果的な役割分担と連携・協力による広域的な獣医療提供体制の構築
- ② 家畜診療所については、地域の基幹的診療施設に位置付けるとともに、農業保険制度に基づく保険診療の業務及び収入にとどまらず、健全な畜産経営に不可欠な生産獣医療全般を業務として収入源の多元化を図ることによる運営体制

の強化

- ③ 農場管理獣医師による飼養衛生管理基準の遵守、要指示医薬品の慎重使用等を含む畜産経営の衛生管理の一元化、農場管理獣医師の氏名等の家畜保健衛生所への届出・登録及び農場ごとの飼養衛生管理状況の適正な報告等、家畜保健衛生所と一体となった監視指導体制の強化
- ④ 産業動物・愛玩動物診療領域における人工知能（AI）や情報通信技術（ICT）等の活用により、離島、僻地等の獣医療遠隔地の畜産経営、緊急・夜間診療等に対する愛玩動物の飼い主等の獣医療に対する高度かつ多様なニーズを踏まえ、適正な診療の提供を確保した上でのオンライン診療等の対応方策の整備

3 感染症に対する危機管理施策等の整備・充実

- (1) 豚熱、アフリカ豚熱等越境性動物疾病に対する防疫体制の充実・強化に向けて、次の施策を講じられたい。

- ① 農場管理獣医師（知事認定獣医師に限る。）による一元管理及び他の知事認定獣医師等の活用の下での豚熱ワクチン接種の適正な実施
- ② 本会及び地方獣医師会が整備する「豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リスト」の知事認定獣医師への活用
- ③ 豚熱ワクチン接種技術料等については、現行の家畜防疫員の日当に替え、家畜の所有者と農場管理獣医師等との自発的な契約で決定
- ④ 野生イノシシに対するサーベイランスによる感染状況の把握、経口ワクチンの効果的な活用、防護壁の設置等による飼養豚との接触の回避
- ⑤ アフリカ豚熱、口蹄疫等の越境性動物疾病の我が国への侵入を未然に防止するため、家畜防疫官の権限強化、検疫探知犬の増頭を踏まえた水際検疫の強化、アジア諸国の獣医師に対する技術研修等への支援

- (2) 動物由来の人獣共通感染症等に適切に対処し、安全・安心な人と動物の共生社会を構築するため、次のようなワンヘルスの実践体制の構築を図られたい。

- ① 全国的に構築された医師会と獣医師会の連携体制の下での人獣共通感染症対策、薬剤耐性（AMR）対策等ワンヘルスの実践施策への支援
- ② 本会とアジア獣医師会連合（FAVA）、世界獣医師会（WVA）、世界医師会（WMA）、国際獣疫事務局（OIE）、国連食糧農業機関（FAO）等の国際団体や国際機関との連携・協力活動等への支援

- ③ 高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等の人の感染症の6割を占める人獣共通感染症等の早期確定診断を可能とするため、家畜・家禽はもとより愛玩動物及び野生動物を含めた平常時からの検査体制の構築
- ④ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して動物の感染症を担う国の機関として位置付け、現行の家畜・家禽にとどまらず、愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等の実施体制の確立
- ⑤ 地方におけるワンヘルス推進機関としての広域感染症防疫センターの国の機関としての設置、都道府県の家畜保健衛生所等による愛玩動物、野生動物等を含む全ての動物の検査・防疫を可能とする機能及び体制の見直し並びに家畜衛生部局、公衆衛生部局及び動物愛護・野生鳥獣管理部局との連携体制の強化

(3) 薬剤耐性（AMR）対策をはじめ動物用医薬品等の適正・慎重使用の確保及び迅速かつ安定的な供給を図るため、次の施策を早急に講じられたい。

- ① 医薬品医療機器等法に基づき承認・許可された小動物用医薬品が少なく、獣医師の裁量と経験に基づき人用医薬品が汎用されている小動物獣医療分野において、薬剤耐性（AMR）対策としての抗菌剤の慎重使用を推進するため、本会と貴省及び動物用医薬品業界の連携・協力の下で、小動物用医薬品としての承認・許可を得やすい仕組み作り等、製薬企業の小動物用医薬品の開発促進のための方策
- ② 動物用医薬品をより早く、合理的な価格で、安定的に供給できるよう、医薬品医療機器総合機構（PMDA）のチーム審査、米国FDAの段階審査（Phased Review）等を参考に、(2)の④による統合に合わせ、迅速、適正かつ効率的な承認審査体制の構築

【別記6】

3日獣発第261号
令和3年12月22日

環境省自然環境局長
奥田直久様

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫

動物愛護・管理施策等の整備・充実について（要請）

日頃より、動物愛護・管理等に係る施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

我が国の国民生活や経済活動に多大なる影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症はコウモリを起源とする人獣共通感染症と言われていました。

近年、SFTS、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、エボラ出血熱、SARS、MERS等の流行等により、人獣共通感染症に対する国民の関心が高まる中で、これらの感染症のわが国への侵入・まん延等のリスクに的確に対処する上で、獣医師及び獣医療の果たすべき役割は一層増大しています。

このような人獣共通感染症対応や、世界的な問題となっている薬剤耐性（AMR）対策等において、人と動物の健康、環境の保全を一体として捉え、関係者が連携するワンヘルスの実践体制の構築が不可

欠となっています。獣医師は医師や環境問題の研究者等と共にワンヘルス推進における当事者であり、新型コロナウイルス感染症等の動物由来の新興・再興感染症による甚大な被害を防止するための課題解決に大きな責任を負っています。

一方、貴省の多大なるご支援・ご指導により、一昨年「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化が行われることとなりました。本会はマイクロチップの指定登録機関に指定され、現在貴省のご指導を賜りながら、マイクロチップの登録事業を適正かつ円滑に推進するための体制整備を図っているところです。

また、「愛玩動物看護師法」の新規制定により、愛玩動物看護師が国家資格化されました。本会は、全国の地方獣医師会及び会員獣医師を構成員とする公益法人として、同法の効果的な運用を推進するとともに、国民の期待に応え得る獣医師と愛玩動物看護師による高度なチーム獣医療提供体制の構築に尽力しているところです。

このような緊急かつ広範な課題の解決に向けて、その中心的な役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて高いものとなっているにもかかわらず、獣医師の処遇及び国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、動物愛護及び管理施策等の整備・充実につき下記の事項にご配慮いただき、有効な施策を講じていただきますようお願い申し上げます。

記

1 公務員獣医師の確保と処遇改善

地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、次の施策を講じられたい。

- (1) 獣医学生への就業誘導対策として、獣医学生に対する体験型家畜衛生・公衆衛生実習の受入れを行う都道府県動物愛護管理センター等の実習受入れ体制の整備への支援
- (2) 医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置等による公務員獣医師の処遇改善

2 動物愛護管理法に基づくマイクロチップの装着・登録事業の適正な運用

次期の「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下「動物愛護管理法」という。)の改正においては、次の施策を実現されたい。

- (1) 販売用の犬・猫以外の全ての犬・猫等について、マイクロチップの装着・登録の義務化
- (2) マイクロチップを鑑札と同様に注射済票の代替とみなすとともに、マイクロチップ登録情報を犬の登録原簿の代替としても活用できることとし、犬の飼育者の利便性の向上と市町村等の事務負担の軽減に繋がるワンストップサービスの実現
- (3) 全国の市町村等から地方獣医師会への狂犬病予防事業の一括受託及び犬の登録情報の本会による一元管理の実現に向けた都道府県、市町村等に対する指導及び支援

3 動物愛護行政と獣医師・獣医師会の連携

今回の動物愛護管理法の改正においては、みだりに殺傷及び虐待された動物に関する獣医師の通報の義務化について明文化されたところである。同法の目的の達成及びその円滑な施行を期するため、地域の動物愛護関係行政機関と獣医師・獣医師会が一層連携を強め、円滑かつ迅速な通報体制が構築されるよう特段の配慮をお願いしたい。

4 愛玩動物看護師法の円滑な運用

愛玩動物看護師法の適正な運用により、次の施策

の実現に支援されたい。

- (1) 獣医療現場の実態を踏まえ、愛玩動物看護師の確保のための認定動物看護師等に対する国家資格取得の支援、診療補助業務の範囲の適正な設定等により、国民の要請に応え得る高度なチーム獣医療の提供体制の構築
- (2) 獣医師と愛玩動物看護師の適正な役割分担及び連携の下に、高齢者等が飼育する動物に対する獣医療提供が可能となるよう、いわゆる「かかりつけ動物病院」による地域における人と動物との共生社会の発展を目指す地域包括ケアシステムの構築

5 災害時の動物救護活動の推進について

大規模災害時において、被災動物救護活動及び獣医療提供体制の復旧支援活動が公益目的事業として円滑に実施できる体制の構築とともに、獣医療支援チーム (VMAT) の活動を含む広域災害時動物救護シェルターの運営等に支援されたい。

6 学校動物飼育の支援について

学校における動物飼育が子供たちに好影響を及ぼすためには、獣医師の指導の下で動物が適正かつ衛生的に飼育される必要がある。学校動物飼育の適正化に向けて、医師、歯科医師、薬剤師の学校三師に加え、学校保健安全法に学校獣医師を位置付けることにより、学校獣医師制度の整備が行われるよう支援されたい。

7 ワンヘルスの推進に係る関係者の連携体制の整備について

世界的に注目されているワンヘルスの概念を踏まえ、獣医療、医療とともに環境保全も含めた総合的なワンヘルスの実践施策の推進が求められている。今後の人獣共通感染症対応においては、農林水産省、厚生労働省等と連携を図り、家畜・家禽、愛玩動物、野生動物における監視体制を強化するとともに、医師会と獣医師会、環境関係団体間の効果的な連携を図るための体制整備について支援されたい。

特に、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により課題となった感染者が飼育する犬・猫の一時預かり等について全国的かつ統一的な対応の仕組みを構築されたい。

【別記7】

3日獣発第260号
令和3年12月22日

厚生労働省

健康局長

佐原康之様

生活衛生・食品安全審議会

武井貞治様

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫

人と動物の共通感染症対策の整備・充実について (要 請)

日頃より、人と動物の共通感染症（以下「人獣共通感染症」という。）対策、食品衛生対策等に係る施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

我が国の国民生活や経済活動に多大なる影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症はコウモリを起源とする人獣共通感染症と言われていました。

近年、SFTS、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、エボラ出血熱、SARS、MERS等の流行等により、人獣共通感染症に対する国民の関心が高まる中で、これらの感染症のわが国への侵入・まん延等のリスクに的確に対処する上で、獣医師及び獣医療の果たすべき役割は一層増大しています。

また、古くから人獣共通感染症として恐れられてきた狂犬病の台湾における発生は、同様に島国という地勢に恵まれ60年以上にわたって狂犬病清浄国であるわが国の防疫体制に対する警鐘と捉えられます。

このような人獣共通感染症対応や、世界的な問題となっている薬剤耐性（AMR）対策等において、人と動物の健康、環境の保全を一体として捉え、関係者が連携するワンヘルスの実践体制の構築が不可欠となっています。獣医師は医師や環境問題の研究者等と共にワンヘルス推進における当事者であり、新型コロナウイルス感染症等の動物由来の新興・再興感染症による甚大な被害を防止するための課題解決に大きな責任を負っています。

一方、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化が行われることとなり、本会はマイクロチップの指定登録機関に指定されました。改正法においては、マイクロチップは狂犬病予防法における犬の鑑札とみなすこととされており、改正法が円滑に施行されることにより両

法における登録制度が効率化され、飼い主の利便性の向上が図られることが期待されています。

このような緊急かつ広範な課題の解決に向けて、その中心的役割を担っている獣医師に対する社会的な期待及び要請は極めて高いものとなっているにもかかわらず、獣医師が国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備は未だ十分なものとは言えない状況にあります。

つきましては、人と動物の共通感染症対策に関連する施策の整備・充実への支援について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

記

1 公務員獣医師の確保と処遇改善

地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、次の施策を講じられたい。

- (1) 獣医学生への就業誘導対策として、公衆衛生公務員獣医師の確保に向けた働きかけ、獣医学生に対する体験型家畜衛生・公衆衛生実習の受入れを行う都道府県食肉衛生検査所等の実習受入れ体制の整備への支援
- (2) 医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置等による公務員獣医師の処遇改善
- (3) 家畜衛生及び公衆衛生部局の人事交流、獣医師職員の人事の一本化の推進、多様な職務経験を有した人材の管理職への登用等、公務員獣医師の職務の魅力向上
- (4) 獣医師の半数を占める女性獣医師の結婚・出産・子育てによる離職後の復職に対する支援を行うとともに、女性獣医師が継続して就業できる職場環境の整備

2 ワンヘルスの実践体制の整備・充実

- (1) 全国的に構築された医師会と獣医師会の連携体制の下での人獣共通感染症対策、薬剤耐性（AMR）対策等ワンヘルスの実践施策に対し一層の支援を図られたい。
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等の人の感染症の6割を占める人獣共通感染症等の早期確定診断を可能とするため、家畜・家禽はもとより愛玩動物及び野生動物を含めた平常時からの検査体制の構築を図られたい。
- (3) 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の「感染症対策を一元的に担う危機管理組織の在り方（日本版

CDC等の設置)を検討する」に当たっては、人の感染症研究を担う国立感染症研究所と動物の感染症を担う国の機関が連携・協力し、人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等のワンヘルスを実践する体制を構築されたい。

(4) 緊急事態における地方での人と動物の医療機関、大学の医学部と獣医学部等関係機関の感染症防疫に係る連携・協力による情報共有、早期診断、医療資材の提供等の緊急事態措置の実施体制の強化を図るため、広域感染症防疫センターを国の機関として設置されたい。

(5) 日本のみならず、特にアジアを中心とした海外の公衆衛生や福祉の推進に寄与するため、感染症への予防や防疫に加え、薬剤耐性菌対策や人と動物の健康、環境保全などを含めた「ワンヘルス」について、一般市民への情報提供や啓発が重要である。このため、国は、地方や国内外の関係機関と連携・協力しながら「ワンヘルス」を推進されたい。

(6) 狂犬病については、万一我が国への侵入を許せば国民生活への影響が甚大であることから、以下の点に留意して対応されたい。

① 検疫対象動物の密輸入等を防止するための国

境検疫措置の強化

② 狂犬病ワクチンの在庫数量の把握と、発生時の緊急ワクチン接種を想定したワクチンの確保

③ 獣医師への狂犬病診断技術研修の実施及び迅速で確実な確定診断が可能な体制の整備

④ 狂犬病予防注射率向上のための国民への普及啓発

3 動物愛護管理法に規定されるマイクロチップの装着・登録事業と狂犬病予防法に規定される犬の狂犬病予防事業の一体的運用

(1) 次期の動物愛護管理法の改正においては、マイクロチップを鑑札と同様に注射済票の代替とみなすとともに、マイクロチップ登録情報を犬の登録原簿の代替としても活用できることとし、犬の飼育者の利便性の向上と市町村等の事務負担の軽減に繋がるワンストップサービスを実現されたい。

(2) 全国の市町村等から地方獣医師会への狂犬病予防事業の一括受託及び犬の登録情報の本会による一元管理を実現に向けた都道府県、市町村等に対する指導及び支援